

行政手続部会取りまとめ

～行政手続コストの削減に向けて～

平成 29 年 3 月 29 日
規制改革推進会議
行政手続部会

I 取組の経緯

| | | |
|----|--|---|
| 1. | 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進の必要性と「日本再興戦略 2016」 | |
| | (1) 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進の必要性 | 1 |
| | (2) 「日本再興戦略 2016」 | 1 |
| 2. | 先行的取組 | |
| | (1) 二つの先行的取組の概要 | 2 |
| | (2) 対日直接投資推進会議（規制・行政手続見直しワーキング・グループ）における検討 | 2 |
| | (3) 未来投資会議（構造改革徹底推進会合）における検討 | 3 |
| 3. | 行政手続部会における検討 | |
| | (1) 行政手続部会の設置 | 3 |
| | (2) 行政手続部会における検討経緯（その1） | 3 |
| | (3) 諸外国の取組の概要 | 3 |
| | (4) 事業者ニーズを踏まえた対応の必要性 | 6 |
| | (5) 行政手続部会における検討経緯（その2） | 6 |

II 行政手続コストの削減方策

| | | |
|----|-------------------------------------|----|
| 1. | 事業者ニーズを踏まえた行政手続コスト削減の考え方 | |
| | (1) 削減の必要性 | 7 |
| | (2) 行政手続簡素化の3原則 | 7 |
| | (3) 行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項 | 9 |
| 2. | 重点分野 | |
| | (1) 取組の対象とする「機関」 | 10 |
| | (2) 取組の対象とする「手続等」 | 10 |
| | (3) 取組の対象とする「分野の区分」 | 11 |
| | (4) 「重点分野」の位置付け | 12 |
| | (5) 重点分野の選定 | 12 |
| 3. | 削減目標 | |
| | (1) 削減対象とする「コスト」 | 14 |
| | (2) 「行政手続コスト」の計測（「何を」「どのように」計測するのか） | 15 |
| | (3) 取組期間 | 16 |
| | (4) 削減目標 | 16 |
| 4. | 戦略的な取組の推進（重点分野／重点分野以外） | |
| | (1) 重点分野 | 18 |
| | (2) 重点分野以外 | 18 |

| | | |
|-----|------|----|
| III | おわりに | 19 |
|-----|------|----|

I 取組の経緯

1. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進の必要性と「日本再興戦略2016」

(1) 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進の必要性

世界に先駆けて本格的な人口減少社会に突入した我が国が、持続的な成長を図るためには、生産性の向上により、経済の供給制約を克服することが不可欠である。

政府が掲げる「GDP600兆円経済」を実現するためには、我が国のビジネス環境改善の観点から、事業者が経済活動を行う際に直面する行政手続コストを削減し、事業者の生産性の向上を図ることが必要である。

(2) 「日本再興戦略2016」

こうした背景の下、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、以下の取組を行うこととされた。

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

I 部

2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

(1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

②事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入

- ・まずは、外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的な簡素化について1年以内に結論を得る。

【1年以内を目途に結論（早期に結論が得られたものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手）】

- ・外国企業の日本への投資活動に関する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

【先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手】

こうした先行的な取組と上記取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

【本年度中を目途に、重点分野と削減目標を決定】

Ⅱ部

Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革

1. 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

ii) 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を進める新たな規制・制度改革手法の導入

・我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。このため、まずは、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的な簡素化について1年以内を目途に結論を得る（早期に結論が得られるものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する）。また、外国企業の日本への投資活動に関係する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。こうした先行的な取組と外国企業の日本への投資活動に関係する取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

2. 先行的取組

(1) 二つの先行的取組の概要

「日本再興戦略 2016」のうち、「外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的な簡素化について1年以内を目途に結論を得る」については対日直接投資推進会議において、「外国企業の日本への投資活動に関係する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する」については未来投資会議において、先行的取組として検討が行われてきた。

(2) 対日直接投資推進会議（規制・行政手続見直しワーキング・グループ）における検討

外国企業の日本への投資活動に関係する分野については、対日直接投資推進会議の規制・行政手続見直しワーキング・グループにおいて検討されている。平成28年8月から開催され3回にわたって議論された結果、同年12月22日の第4回ワーキング・グループにおいて、法人設立・登記関係、在留資格関係、行政手続のワンストップ化、外国での情報発信、輸入関係等の項目について、「緊急報告」が取りまとめられた。平成29年春を目途に最終的な取りまとめを行うこととしている。

(3) 未来投資会議（構造改革徹底推進会合）における検討

外国企業の日本への投資活動に関する分野以外については、未来投資会議の構造改革徹底推進会合において検討が行われ、平成 28 年 12 月 12 日に、「スマート保安」、「世界最先端の化学物質開発力の実現」、「i-Construction－建設現場の生産性革命」、「ベンチャー支援プラットフォーム」の 4 分野が先行的取組として選定され、平成 29 年 1 月 27 日の未来投資会議において報告された。

3. 行政手続部会における検討

(1) 行政手続部会の設置

行政手続部会は、第 1 回規制改革推進会議（平成 28 年 9 月 12 日開催）において、内閣総理大臣から「経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項について」諮問が行われたことを受け、規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるため、規制改革推進会議令（平成 28 年政令第 303 号）に基づき設置された。

(2) 行政手続部会における検討経緯（その 1）

行政手続部会では、第 1 回（平成 28 年 9 月 20 日開催）から第 7 回（平成 28 年 12 月 20 日開催）においては、先行的取組の検討状況に係るヒアリングを行いつつ、我が国における既存の取組等や「規制・行政手続コスト」の考え方を整理するなど、幅広く議論してきた。その中で、特に、「日本再興戦略 2016」を踏まえ、諸外国における行政手続コスト削減の取組をレビューし、各国の取組から我が国への示唆を得るとともに、行政手続について負担と感じている点などの事業者ニーズを事業者目線で把握することについて、重点的に検討を行った。

(3) 諸外国の取組の概要

「日本再興戦略 2016」においては、諸外国の取組手法に係る調査等を行った上で、重点分野の選定や削減目標の決定を行うこととされている。このため、行政手続部会では、欧州への出張調査や関係省庁の協力に基づく委託調査等も活用しながら、諸外国における規制・行政手続コスト削減の取組について調査を実施した。

調査結果によれば、欧米諸国では、まず、2000 年代に「行政手続コスト (Administrative Costs)」や「書類作成負担 (Paperwork Burden)」の削減を相当程度行った。一旦削減が行われた後の 2010 年代には、削減した既存の行政手続コストをこれ以上増やさないという基準（「One-in/One-out」）等を設定する取組を開始する国がみられるなど取組が多様化している。

①2000 年代における欧米諸国の取組

2000 年代、多くの国（英国、デンマーク、ドイツ、フランス、カナダ）では、政府全

体で「行政手続コスト」に対する一定の削減率（25%等）を目標に定め、その実現に向けて「標準的費用モデル（SCM：Standard Cost Model）」を用いて行政手続コスト（規制等を遵守するために事業者において発生する事業者の事務作業負担）を数値化し、一定の期間をかけて、その削減に取り組んだ。「標準的費用モデル（SCM）」とは、行政手続コストを算出するために、事業者に情報提供義務が課された行政手続を洗い出し、事業者に対するヒアリングやアンケート等を通じて、当該手続に要するコストを金銭換算する手法である。各国では、まず一定の削減率を目標として決定し、その後、政府全体の行政手続コストの測定と、各省における具体的な削減計画の策定が、並行して進められた。SCMは、「社内費用（人件費×所要時間）＋社外費用（人件費×所要時間）＋諸経費（郵便代等）」という単純な計算で行政手続コストを数値化できる長所を有する一方で、コスト計測に膨大な日数と費用がかかる短所を有すると言われている¹。

一方、米国では、規制に基づく情報提供義務を遵守するための事業者等の負担は、「書類作成負担（Paperwork Burden）」と呼ばれ、「回答者1人当たりの情報提供時間×回答者数×年間の回答頻度」という単純な計算で、「金銭」ではなく「時間」で把握し、その削減に取り組んできた。

| | 削減対象 | 標準的費用モデル(SCM)使用 | 期間 | 目標 | 達成状況 | |
|-------|---------------------------|-----------------|---|---|--|-------------------------|
| 英国 | 行政手続コスト （「金銭」で把握） | ○ | 2005年～2010年 | 25%削減 ※各省一律。ただし歳入庁は10%、 内閣府は35%、国家統計局は19%。 | 26.6%削減 (35億ポンド(約4,550億円)) | |
| デンマーク | 行政手続コスト （「金銭」で把握） | ○ | 2001年～2010年 | 25%削減 | 24.6%削減 | |
| ドイツ | 行政手続コスト （「金銭」で把握） | ○ | 2006年～2011年 | 25%削減 | 22.5%削減 (110億ユーロ(約1兆2,600億円)) ※2012年に25%削減達成 | |
| フランス | 行政手続コスト （「金銭」で把握） | ○ | 2007年～2011年 | 25%削減 | (不明) | |
| カナダ | 中小企業向け行政手続・ 情報提供義務の「数」 | - | 2007年～2008年 | 20%削減 | 達成せず ※2009年に目標達成 | |
| 米国 | 書類作成負担 (基本的に「時間」で把握) | - | 1981～2001年度 (断続的に目標設定) (注)2002年度以降 は目標設定せず | 1981年 15%削減 1982年 15%削減 1983年 10%削減 1986年 5%削減 1987年 5%削減 1988年 5%削減 1989年 5%削減 1996年 10%削減 1997年 10%削減 1998年 5%削減 1999年 5%削減 2000年 5%削減 2001年 5%削減 | 4.0%削減 12.8%削減 8.4%削減 3.11%削減 1.73%削減 3.51%削減 0.75%削減 0.77%削減 1.83%削減 0.96%増加 2.6%増加 2.5%増加 1.1%増加 | 1981年～ 1982年のみ 達成 |

(注1) 各国政府報告書、OECD 報告書より作成。

(注2) この他 SCM を使用した国はオーストリア、ベルギー、ノルウェー等があるが、入手できる公表情報が限られているため、本表からは割愛する。

¹ 例えば、コスト計測にあたって、英国では、民間のコンサルタント会社に委託して1,700万ポンド（約22億円）、約12か月の期間を要したほか、デンマークでは約20か月、ドイツでは約27か月の期間を要した。

②2010年代の欧米諸国の取組


2010年代に入ると、欧米諸国での取組は多様化した。


英国やデンマークでは、2000年代の取組によって、政府全体の行政手続コストを既に把握できているため、2010年代では目標を「削減率」から「絶対額」に変更し、その削減に取り組んだ²。


ドイツ、カナダ、英国、米国³では、2000年代に既存の行政手続コスト（ストック）の削減に注力する取組を行った後の方策として、一旦削減した既存の行政手続コストをこれ以上増やさないための基準（「One-in/One-out」）等を設定する取組も見られた。

フランスでは、削減目標は設定せずに、事業者への電話ヒアリングに基づく行政手続に対する事業者の改善ニーズを踏まえて重点分野を選定し、その内容に応じ、会社設立・事業拡大など事業者のライフイベント毎に組織された官民の10の分野別ワーキンググループ(WG)を設置して、具体的な個別措置を検討している。

| | | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | | | | | |
|-------|------------|--------------|------|------|------|---------------------|------|------|------|------|------|------|------------------------------------|------|------|----------|------|--|------|------|------|-----------------------------------|--|--|--|--|
| 英国 | (ストック) | | | | | 行政手続コスト25%削減 | | | | | | | | | | | | 規制コスト100億ポンド削減 (Cutting Red Tape Review) | | | | | | | | |
| | (ベースライン測定) | | | | | SCMベースライン測定(12か月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (フロー) | | | | | | | | | | | | One-in/One-out ⇒ One-in/Two-out | | | | | | | | | 規制コスト100億ポンド削減 (One-in/Three-out) | | | | |
| デンマーク | (ストック) | 行政手続コスト25%削減 | | | | | | | | | | | | | | 30億DKK削減 | | | | | | | | | | |
| | (ベースライン測定) | | | | | SCMベースライン測定(20か月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドイツ | (ストック) | | | | | 行政手続コスト25%削減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (ベースライン測定) | | | | | SCMベースライン測定(27か月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (フロー) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | One-in/One-out | | | | |
| フランス | (ストック) | | | | | 行政手続コスト25%削減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (フロー) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 簡素化(定量目標なし) | | | | |
| カナダ | (ストック) | | | | | 情報提供義務数・手続数20%削減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (ベースライン測定) | | | | | 情報提供義務数・手続数の測定(6か月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (フロー) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | One-for-One | | | | |
| 米国 | (ストック) | 書類作成負担を軽減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (フロー) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | One-in/Two-out | | | | |

(注)  既存のコストの削減に注力（ストック対応）

 現状維持等に注力（フロー対応）

 SCM ベースライン測定

(※) 米国では、1980年制定の書類作成負担軽減法（Paperwork Reduction Act）に基づき、1980年代から2001年度まで、断続的に目標を設定して書類作成負担（Paperwork Burden）の削減に努めてきた。（2002年度以降は数値目標を設定していない。）

² 例えば、2005年～2010年に政府全体の行政手続コスト削減率25%を目標に定めた英国では、2010年～2015年の取組では数値目標は設定しなかったが、100億ポンド（1兆3,235億円）の規制コスト削減を達成した。その実績を踏まえ、2015年～2020年にかけて、前の5年間の実績と同じく規制コストを100億ポンド削減する目標を設定している。

このほかデンマークでは、行政手続コストに間接的な金銭コスト（例えば、環境要件を遵守するためのフィルター装置の投資費用等）を加えた遵守コストを、2015年～2020年の期間で、政府全体で30億デンマーク・クローネ（457億円）削減する目標を設定している。

³ 米国では、2017年1月30日に、連邦政府の行政機関が新規制を導入する場合に少なくとも既存の2規制を廃止し（「One-in/Two-out」）、併せて増加したコストを相殺しなければならないとする大統領令を発出。

(4) 事業者ニーズを踏まえた対応の必要性

「日本再興戦略 2016」において、「事業者目線」で「行政手続の簡素化」等を進めるとされており、コスト削減についての事業者のニーズを把握していくことが重要であることから、団体等からのヒアリング⁴、事業者に対するアンケート調査⁵、内閣府ホームページを活用した意見募集⁶を行った。

事業者に対するアンケート調査により、事業者の負担感が上位の手続及び負担感の内容についての量的な傾向を把握した。また、団体等からのヒアリング、内閣府ホームページを活用した意見募集により、具体的にどのような手続に課題があるか事例としての情報を収集した。

これらの事業者ニーズの整理と分析の結果、事業の開始、継続・拡大、終了・承継時の各段階において、営業の許可・認可や補助金といった各省庁に共通する手続と社会保険や税といった個別分野の手続の双方について、事業者の負担感が確認され、その内容については、「提出書類の作成の負担が大きい」、「手続のオンライン化がなされていない」、「同じ手続について組織・部署毎に申請様式等が異なる」、「同様の書類を複数の組織・部署・窓口に出さなければならない」など、様々な類型がみられることが確認された。

このため、「日本再興戦略 2016」における「重点分野の幅広い選定」、「削減目標の決定」、「計画的な取組の推進」に当たっては、このような事業者ニーズを踏まえて、対応を行う必要がある。

(5) 行政手続部会における検討経緯（その2）

以上の調査審議を踏まえ、第8回（平成29年1月19日開催）において、事業者の負担感が高い分野を重点分野とし、政府全体としての数値目標（事業者の作業コストの削減）を設定し、各省が削減計画を策定することとしてはどうか、との論点をまとめた『重点分野』、『削減目標』、『計画的な取組の推進』についての考え方（たたき台）を示した。

さらに、第9回（平成29年1月30日開催）及び第10回（平成29年2月2日開催）において、「たたき台」に対する意見及び重点分野の候補に挙げられた個別分野の事情について、関係省庁（総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）からのヒアリングを実施した。

その後、第11回（平成29年3月6日開催）以降、関係省庁からのヒアリング結果も踏まえ、取りまとめに向けての議論を重ね、本取りまとめに至った。

⁴ 第3回から第5回の3回にわたって、以下の13団体等からヒアリングを実施し、187事項について意見が寄せられた。日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本司法書士会連合会、日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、新経済連盟、日本貿易振興機構、ビズシード株式会社、株式会社あきない総合研究所（ヒアリング順）。

⁵ 平成28年11月に、日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会と内閣府との共同で実施した。対象は、各団体の会員企業で、約800社からの回答があった。

⁶ 平成28年11月16日～12月15日の1か月間、内閣府のホームページにおいて募集し、計105件の意見が寄せられた。

Ⅱ 行政手続コストの削減方策

1. 事業者ニーズを踏まえた行政手続コスト削減の考え方

(1) 削減の必要性

【検討の経緯・考え方】

○事業者が行政手続に対して感じている負担感を、具体的に解決していくことが必要であるため、事業者ニーズの把握のための、以下の取組を実施した。

①団体等からのヒアリング

第3～5回部会において、経済団体、士業団体、政府関係機関、有識者の合計13団体等から意見を聴取

②事業者に対するアンケート調査の実施

11月に日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会と共同で、各団体の会員企業に対してアンケートを実施。約800社から回答。

③内閣府ホームページを活用した意見募集

内閣府ホームページにおいて、11月～12月に、行政手続簡素化に関する意見を募集

○事業者に対するアンケート調査では、「提出書類の作成の負担が大きい」「申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい」という、事業者の書類作成の負担に係る項目が最上位となった。

【取組の内容】

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）に沿って、幅広く重点分野を選定し、各省庁が計画的に削減に取り組む。また、重点分野以外についても、本取組の趣旨を踏まえ、各省庁が自主的な取組を進める。

(2) 行政手続簡素化の3原則

【検討の経緯・考え方】

○事業者に対するアンケート調査では、書類作成の負担に次いで、以下のような項目が負担感の上位となった。

①「手続のオンライン化が全部又は一部されていない；オンライン化されているが使いにくい」

②「同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に出さなければならない」

③「同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる」

【取組の内容】

政府全体で取り組むべき以下の3原則（行政手続簡素化の3原則）に沿って、取組を進める。

（原則1） 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

- ・電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。

（原則2） 同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）

- ・事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。

（原則3） 書式・様式の統一

- ・同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

（注1） 地方公共団体の行政手続については、地方公共団体の理解と協力を得つつ、取組を進める。

（注2） 原則2については、同一省庁・同一地方公共団体内の取組は当然のこととして、政府部内、地方公共団体間を通じ、また、国と地方をまたがって、幅広く取組の対象とし得る。

(3) 行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項

【検討の経緯・考え方】

○事業者に対するアンケート調査では、上記以外にも、以下のような点が挙げられている。

① 処理期間の短縮

- ・ 手続に要する期間（処理期間）が長い

② 手続の透明化

- ・ 審査・判断基準が分かりにくい
- ・ 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる
- ・ 申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
- ・ 要求根拠が不明の資料の提出を求められる
- ・ 手続に要する期間（処理期間）が事前に示されない

【取組の内容】

各省庁は、行政手続コストの削減に当たり、手続に応じて上記の負担感の減少に向けた取組を行う。

2. 重点分野

(1) 取組の対象とする「機関」

【検討の経緯・考え方】

○事業者に対するアンケート調査等によれば、コスト削減、簡素化を望む手続は、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体が幅広く所管している。

【取組の内容】

以下の機関が所管する手続等を、取組の対象とする。

- ①国の行政機関
- ②独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人）
- ③地方公共団体

(注1) 地方公共団体の取組の実施に当たっては、地方公共団体の理解・協力が必要。

(注2) 立法府、司法府が所管する手続等は、取組の対象外となる。

(2) 取組の対象とする「手続等」

【検討の経緯・考え方】

○事業者に対するアンケート調査によれば、事業者ニーズは営業の許可・認可に係る申請のような典型的な手続から、調査・統計に対する回答等、様々な手続等に対して、事業者のコストが発生しており、簡素化のニーズが存在する。

【取組の内容】

以下の手続等を、取組の対象とする。

- ①申請、届出（不服申立てを除く）
- ②調査・統計に対する協力
- ③事業者を経由して行う通知
- ④手数料及び税の納付
- ⑤書類の作成、保存、表示義務
- ⑥本人確認義務

(注) 以下の手続等については、取組の対象外となる。

- ①苦情の申出、請願等
- ②情報提供に対する協力（調査・統計に対する協力を除く）
- ③処分通知等（事業者を経由して行う通知を除く）、縦覧等、作成等
- ④不作為義務

(3) 取組の対象とする「分野の区分」

【検討の経緯・考え方】

○本取組を進める上では、個別の手続を括った「分野」について検討を行う必要があるが、個別手続の括り方については、色々な区分がありうる。

今般実施した事業者に対するアンケート調査は、経済団体と協議の上、負担感の選択肢とする分野名を設定した。

【取組の内容】

「分野の区分」は、以下①～⑳とする。なお、「分野」はその性格により、「各省庁に共通する手続分野」と「個別の手続分野」に分けることができる。

〔各省庁に共通する手続分野〕

- ①営業の許可・認可に係る手続
- ②行政への入札・契約に関する手続
- ③調査・統計に対する協力
- ④補助金の手続
- ⑤その他事業活動に必要な事項の許可・認可に係る手続

〔個別の手続分野〕

- ⑥産業保安に関する手続
- ⑦施設の安全（消防等）に関する手続
- ⑧化学品等の安全管理に関する手続
- ⑨生活用品、食品等の安全・表示に関する手続
- ⑩個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続
- ⑪港湾における手続
- ⑫税関に対する手続
- ⑬道路、河川等の利用に関する手続
- ⑭国税
- ⑮地方税
- ⑯社会保険に関する手続
- ⑰従業員の納税に係る事務
- ⑱従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
- ⑲従業員の労務管理に関する手続
- ⑳土地利用に関する手続
- ㉑環境保全に関する手続
- ㉒建物に関する手続
- ㉓生活環境に関する手続
- ㉔知的財産権の出願・審査に関する手続
- ㉕商業登記等
- ㉖不動産登記
- ㉗株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時）
- ㉘その他

(4)「重点分野」の位置付け

【検討の経緯・考え方】

○行政手続コストの削減にあたり、重点分野については、削減目標を設定した上で、計画的な取組を推進する必要がある。他方で、重点分野以外についても、事業者のニーズを踏まえた一定の取組を行う必要があると考えられる。

(注)「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)

規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

【取組の内容】

「重点分野」については、以下のような取組を進める。

- ・各省庁は、「行政手続簡素化の 3 原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえ、削減目標達成のための計画を策定し、行政手続コストの削減に向けた取組を進める。
- ・行政手続部会は、各省庁の取組について、フォローアップを行う。

「重点分野以外」については、以下のような取組を進める。

- ・各省庁は、「行政手続簡素化の 3 原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえ、行政手続コストの削減に向けた取組を進める。
- ・行政手続部会は、各省庁の取組について、必要に応じて、工程表の提示を求めるなどフォローアップを行う。

(5) 重点分野の選定

【検討の経緯・考え方】

○日本再興戦略 2016 では、本取組において、「重点分野の幅広い選定」を行うこととされている。

○その際、事業者に対するアンケート調査の結果を適切に反映し、実効性ある分野選定を行う必要がある。

【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

- | | |
|------------------------|--------------|
| ①営業の許可・認可に係る手続 | (各省庁に共通する手続) |
| ②社会保険に関する手続 | (個別分野の手続) |
| ③国税 | (個別分野の手続) |
| ④地方税 | (個別分野の手続) |
| ⑤補助金の手続 | (各省庁に共通する手続) |
| ⑥調査・統計に対する協力 | (各省庁に共通する手続) |
| ⑦従業員の労務管理に関する手続 | (個別分野の手続) |
| ⑧商業登記等 | (個別分野の手続) |
| ⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 | (個別分野の手続) |

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議（投資等ワーキンググループ）において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

(注) 事業者に対するアンケート調査において、上記①～⑨を「負担」とした回答を合計すると、全体の約7割（69%）を占める。

3. 削減目標

(1) 削減対象とする「コスト」

【検討の経緯・考え方】

○事業者に係る規制コストは、国内外の事例を踏まえると、以下のような整理が可能となる。

[標準的費用モデルにおける「事業者に係る規制コスト」]

| | |
|---|--|
| 遵守コスト (Compliance Costs) | |
| 行政手続コスト (Administrative Costs) | 規制等を遵守するために企業において発生する事務作業等の費用 |
| 間接的な金銭コスト (Indirect Financial Costs) | 規制等を遵守するために企業において発生する設備投資等の費用 ※環境要件を遵守するためのフィルター装置等 |
| 直接的な金銭コスト (Direct Financial Costs) | 企業が行政機関へ支払う手数料、税等 |
| 長期構造コスト (Long Term Structural Costs) | 長期構造的に発生する費用 |

○上記のコストのうち、諸外国の先進的なコスト削減の取組の対象は、主として「行政手続コスト」となっている。

○また、「事業者ニーズ把握」の取組でも、企業が負担に感じている事項の多くは、書類の作成負担等、「行政手続コスト」に係るものであった。

【取組の内容】

削減対象とするコストは、「行政手続コスト」とする。

(2)「行政手続コスト」の計測（「何を」「どのように」計測するのか）

【検討の経緯・考え方】

○行政手続コストの削減対象としては、以下のものが考えられる。

①金銭コスト

標準的費用モデル（SCM）では、次の基本式で推計。

社内費用（人件費×作業時間）＋社外費用（人件費×作業時間）

2000年代の欧州における取組で主流の方式。

コストの推計・算出に長い期間と多額の費用が必要。

②時間（作業時間）

事業者の書類作成負担（Paperwork Burden）を企業内部で手続に要する時間として把握。
米国で採用されている方式。

③事業者の負担感

今回と同様の事業者に対するアンケート調査を数年後に再度実施し、各々の手続について「負担」と回答する者の割合を低下させることを目指す方式。

○その際、以下の点に留意する必要がある。

① 定量的目標を設定する場合、取組の実効性を上げるためには、一定の計算に基づく「行政手続コスト」の算出が必要である。

「金銭コスト」は計算に労力が必要であるとともに、人件費単価（金額）により、算出コストが大きく増減する。

② コスト計算に多大な労力、費用、時間をかけることは適切ではなく、簡易な推計方法を検討すべき。

【取組の内容】

削減対象は、「時間（事業者の作業時間）」とする。

計測については、以下のように行う。

① 各分野の主要な手続について、所管省庁が企業内部でどの程度の時間を要しているかを把握・計測し、公表する。その際、大規模なヒアリングやアンケート調査の実施までは求めない。また、計測時に一定の仮定を置くことも許容する。

② 取組の起算点（開始時）は、平成29年度とし、その上で、コストの計測を年度中の計測に最も適切な時期に行う。初回に手続コストを計測したのと同時期に、翌年度以降も手続コストの計測を行い、削減の取組の進捗を管理する。

(3) 取組期間

【検討の経緯・考え方】

- 諸外国の事例を見ると、取組期間を5年としている国が多く見られた。
- 我が国においては、行政手続コストの早期の削減を求める声が多い。
- 他方、大規模な情報システムや法改正、地方公共団体の理解と協力を得た取組のためには、ある程度の期間が必要となることも多い。

【取組の内容】

取組期間は、3年とする（平成31年度まで）。ただし、事項によっては5年まで許容する（平成33年度まで）。

(注) 取組期間が3年を超える場合には、その必要性について各省庁が十分な説明を行う。

(4) 削減目標

【検討の経緯・考え方】

- 行政手続コストの削減対象として、時間（作業時間）を計測することとした場合、削減目標としては「削減率」が考えられる。

【取組の内容】

削減目標は、削減率20%とする。

- (注1) 「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。
1. 「国税」については、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。
 - ② 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。
 2. 諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。
 - ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率100%。
 - ② 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-tax）の利用率100%。

3. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。
 - ① 電子納税の一層の推進
 - ② e-tax の使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
 - ③ 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

(注 2) 「地方税」については、「国税」と類似の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。取組に当たっては、地方公共団体の理解・協力を得ながら進める。

1. 国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。
 - ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率 100%。
 - ② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率 70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（eLTAX）の利用率 100%。
2. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。
 - ① 電子納税の推進
 - ② eLTAX の使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
 - ③ 国税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

(注 3) 「調査・統計に対する協力」については、①統計法に基づく統計調査、②統計調査以外の調査（事業者に対するヒアリング調査など）がある。

①統計法に基づく統計調査については、以下の点を踏まえ、既存の統計調査を削減目標の対象とする。

- ・統計法に基づく統計調査は、「統計改革の基本方針」（平成 28 年 12 月 21 日 経済財政諮問会議）により、生産面を中心に見直した GDP 統計への整備、GDP 統計の精度向上等経済統計の改善が予定されており、新たに整備・改善されるものについては、事業者の負担増が想定されるものの、現時点ではその内容は固まっていない。

このため、新たに整備・改善される統計調査については、今般の数値目標と計画作成の対象外とするが、その実施に当たっては、行政手続コストの削減の趣旨も踏まえ、事業者の負担の軽減に努めるものとする。

- ・また、統計改革においては、統計行政部門の構造的課題への対応として、報告者の負担軽減が課題の一つとなっており、既存の統計調査については、その検討状況も踏まえ、行政手続コストの削減に取り組むものとする。

②統計調査以外の調査については、行政手続部会において、別途検討を行う。

4. 戦略的な取組の推進（重点分野／重点分野以外）

（1）重点分野

【取組の内容】

重点分野については、以下のように計画的取組を進める。

- ① 各省庁は、行政手続コストの削減に向けて、「行政手続簡素化の 3 原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえ、取組を進める。その際、可能な事項は速やかに着手する。
- ② 各省庁は、基本計画を、平成 29 年 6 月末までに策定する。
- ③ 平成 29 年 7 月以降、行政手続部会は、各省庁の基本計画について、その取組内容や目標設定を含め幅広く点検し、必要な改善を求める。
- ④ 各省庁は、行政手続部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、平成 30 年 3 月までに、基本計画を改定する。
- ⑤ 行政手続部会は、各省庁の取組について、フォローアップを行う。

（2）重点分野以外

【取組の内容】

重点分野以外については、以下のように取組を進める。

- ① 各省庁は、「行政手続簡素化の 3 原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえ、行政手続コストの削減に向けた取組を進める。
- ② 行政手続部会は、各省庁の取組について、必要に応じて、工程表の提示を求めるなどフォローアップを行う。

Ⅲ おわりに

今般の取りまとめにおいては、重点分野、重点分野以外に分けて取組の方針を示した。各省庁におかれては、積極的かつ着実に規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進に取り組んでいただきたい。

行政手続部会としても、「Ⅱ 4. 戦略的な取組の推進」に述べたようにフォローアップを行うとともに、残された課題も含めて検討を続けていく。

規制改革、行政手続の簡素化、IT化の推進は、行政における不断の課題である。今般の取組のみならず、その取組期間後も含め、持続的に取り組む必要があることは当然である。また、今後、新たな規制を検討する際には、その規制が真に必要なものか、その規制目的に比して規制の手段が事業者の過大な負担とならないか、その遵守のための手続が簡素なものとなっているか、IT化が適切に行われているか、などあらゆる観点から、事業者目線を踏まえた十分な検討が行われる必要がある。

また、規制改革、行政手続の簡素化、IT化の推進は、事業者負担の軽減に資するのみならず、行政機関の事務の効率化にもつながるものである。

今般の取組については、国の行政機関において積極的に対応する必要があることは当然であるが、事業者ニーズの把握により明らかとなったように、地方公共団体の積極的な取組が重要と考えられる。地方公共団体におかれては、本取組の趣旨をご理解いただき、国の関係機関と一体となって、行政手続コストの削減に協力いただきたい。

今般の取りまとめに盛り込まれた取組の着実かつスピーディな実施が、事業者の生産性向上を通じ、我が国の力強い経済成長に資することを強く願うものである。

行政手続に感じている負担感
(事業者に対するアンケート調査)

| 手続に感じている負担感 | | 計 | 開始時 | | |
|-------------|---|------|-----|------------|------------|
| | | | 開始時 | 継続・ 拡大時 | 終了・ 承継時 |
| 1 | 提出書類の作成の負担が大きい（社内の事務作業（書類収集作業含む）や社外専門家への支払等） | 3707 | 584 | 2751 | 372 |
| 2 | 申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい | 2205 | 416 | 1538 | 251 |
| 3 | 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる（例えば、自治体毎、地方部局毎等） | 1212 | 123 | 982 | 107 |
| 4 | 手続のオンライン化が全部又は一部されていない（添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等） | 1197 | 166 | 931 | 100 |
| 5 | 手続に要する期間（処理期間）が長い | 1110 | 187 | 838 | 85 |
| 6 | 同様の書類を、複数の組織・部署・窓口 提出しなければならない | 967 | 202 | 670 | 95 |
| 7 | 審査・判断基準が分かりにくい | 967 | 106 | 818 | 43 |
| 8 | 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により 審査・判断基準が異なる | 864 | 98 | 692 | 74 |
| 9 | 申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない | 825 | 92 | 658 | 75 |
| 10 | 手続のオンライン化はされているが使いにくい （紙で提出した方が手続が早く完了する等） | 680 | 67 | 543 | 70 |
| 11 | 要求根拠が不明の資料の提出を求められる | 526 | 60 | 427 | 39 |
| 12 | 手続に要する期間（処理期間）が事前に示されない | 450 | 57 | 355 | 38 |
| 13 | 申請を受理してもらえない | 118 | 15 | 95 | 8 |

(注 1) 全ての手続に対する負担感の回答数を合計した値。

(注 2) 「計」は、「事業開始時」「事業継続・拡大時」「事業終了・承継時」の、全ての段階の全手続における「負担」という回答を合計した値。

本取組の対象分野
(事業者に対するアンケート調査により整理)

参考 2

1. 重点分野

| 分野 | | | 合計 | | |
|----|-----------------------|------------|-----|----------|---------|
| | | | 回答数 | 回答割合 (%) | 累積% (%) |
| 1 | 営業の許可・認可に係る手続 | 各省庁に共通する手続 | 574 | 11.2 | 11.2 |
| 2 | 社会保険に関する手続 | 個別分野の手続 | 535 | 10.4 | 21.7 |
| 3 | 国税 | 個別分野の手続 | 473 | 9.2 | 30.9 |
| 4 | 地方税 | 個別分野の手続 | 461 | 9.0 | 39.9 |
| 5 | 補助金の手続 | 各省庁に共通する手続 | 398 | 7.8 | 47.7 |
| 6 | 調査・統計に対する協力 | 各省庁に共通する手続 | 349 | 6.8 | 54.5 |
| 7 | 従業員の労務管理に関する手続 | 個別分野の手続 | 287 | 5.6 | 60.1 |
| 8 | 商業登記等 | 個別分野の手続 | 285 | 5.6 | 65.7 |
| 9 | 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 | 個別分野の手続 | 188 | 3.7 | 69.3 |

2. 重点分野以外の分野

| | | | | | |
|----|--------------------------|------------|-----|-----|-------|
| 10 | 従業員の納税に係る事務 | 個別分野の手続 | 322 | 6.3 | 75.6 |
| 11 | 行政への入札・契約に関する手続 | 各省庁に共通する手続 | 145 | 2.8 | 78.4 |
| 12 | 施設の安全（消防等）に関する手続 | 個別分野の手続 | 129 | 2.5 | 81.0 |
| 13 | 建物に関する手続 | 個別分野の手続 | 113 | 2.2 | 83.2 |
| 14 | 個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続 | 個別分野の手続 | 87 | 1.7 | 84.9 |
| 15 | 知的財産権の出願・審査に関する手続 | 個別分野の手続 | 87 | 1.7 | 86.6 |
| 16 | 土地利用に関する手続 | 個別分野の手続 | 82 | 1.6 | 88.2 |
| 17 | 不動産登記 | 個別分野の手続 | 76 | 1.5 | 89.7 |
| 18 | 道路、河川等の利用に関する手続 | 個別分野の手続 | 70 | 1.4 | 91.0 |
| 19 | 環境保全に関する手続 | 個別分野の手続 | 67 | 1.3 | 92.3 |
| 20 | 税関に対する手続 | 個別分野の手続 | 66 | 1.3 | 93.6 |
| 21 | 化学品等の安全管理に関する手続 | 個別分野の手続 | 60 | 1.2 | 94.8 |
| 22 | 株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時） | 個別分野の手続 | 46 | 0.9 | 95.7 |
| 23 | 産業保安に関する手続 | 個別分野の手続 | 44 | 0.9 | 96.5 |
| 24 | 港湾における手続 | 個別分野の手続 | 29 | 0.6 | 97.1 |
| 25 | 生活用品、食品等の安全・表示に関する手続 | 個別分野の手続 | 28 | 0.5 | 97.7 |
| 26 | その他事業に必要な事項の許可・認可に係る手続 | 各省庁に共通する手続 | 22 | 0.4 | 98.1 |
| 27 | 生活環境に関する手続 | 個別分野の手続 | 21 | 0.4 | 98.5 |
| 28 | その他 | その他 | 77 | 1.5 | 100.0 |

行政手続部会 委員・専門委員名簿

(委員)

| | | |
|-------|-------|--------------------------|
| 部会長 | 高橋 滋 | 法政大学法学部教授 |
| 部会長代理 | 森下 竜一 | 大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授 |
| | 野坂 美穂 | 中央大学ビジネススクール大学院戦略経営研究科助教 |
| | 原 英史 | 政策工房代表取締役社長 |
| | 吉田 晴乃 | B T ジャパン代表取締役社長 |

(専門委員)

| | | |
|--|---------|-------------------------|
| | 大崎 貞和 | 野村総合研究所主席研究員 |
| | 川田 順一 | J Xホールディングス取締役副社長執行役員 |
| | 國領 二郎 | 慶應義塾常任理事、慶應義塾大学総合政策学部教授 |
| | 佐久間 総一郎 | 新日鐵住金代表取締役副社長 |
| | 堤 香苗 | キャリア・マム代表取締役 |

行政手続部会における審議経過

| | | |
|--------|-------------|--|
| 第 1 回 | H28. 9. 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会長代理指名 ・ 部会の運営について ・ 規制・行政手続コストの削減に係る経緯と現状 <ul style="list-style-type: none"> (1) 「日本再興戦略 2016」における経緯等について (2) 諸外国における取組について (3) 我が国における既存の取組について ・ 行政手続部会の進め方 |
| 第 2 回 | H28. 10. 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他部局における先行的取組の検討状況 ・ 諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組 ・ 「規制・行政手続コスト」の考え方 ・ 事業者ニーズの把握の進め方 |
| 第 3 回 | H28. 10. 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者からのヒアリング① 日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会 |
| 第 4 回 | H28. 11. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者からのヒアリング② 日本司法書士会連合会、日本経済団体連合会、経済同友会 ・ 関係省庁からのヒアリング（内閣官房 IT 総合戦略室） |
| 第 5 回 | H28. 11. 21 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者からのヒアリング③ 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、新経済連盟、日本貿易振興機構、ビズシード株式会社、株式会社あきない総合研究所 |
| 第 6 回 | H28. 12. 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆 ・ 関係者からのヒアリング結果の整理（事業者ニーズの把握関係） |
| 第 7 回 | H28. 12. 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者ニーズの把握について ・ 事業者へのアンケート結果（事業者ニーズの把握関係） ・ 「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果（事業者ニーズの把握関係） ・ 他部局における先行的取組の検討状況 ・ 規制・行政手続コスト削減の重点分野、目標・手法の検討にあたっての論点 |
| 第 8 回 | H29. 1. 19 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者ニーズの取りまとめ ・ 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方 |
| 第 9 回 | H29. 1. 30 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁からのヒアリング①（総務省、財務省、経済産業省） |
| 第 10 回 | H29. 2. 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁からのヒアリング②（法務省、厚生労働省、国土交通省） |
| 第 11 回 | H29. 3. 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取りまとめについての議論 |
| 第 12 回 | H29. 3. 29 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取りまとめ |